

## 町田市立学校の新たな通学区域案における学校候補地評価の考え方について（案）

第 5 回審議会において調査審議いただき修正した「町田市立学校の新たな通学区域における学校の位置の検討方法（案）について」及び第 5 回審議会における各委員の発言を踏まえて、町田市立学校の新たな通学区域案において通学区域の統合検討対象校としている通学区域における学校候補地を評価する考え方について、下記のとおり提案いたします。

※第 6 回審議会では「ゆとりある学校施設環境の整備」及び「学校施設の老朽化の状況」のみ

### 1 ゆとりある学校施設環境の整備

下記の項目ごとに評価を行って優先順位を定めるものとし、優先順位の値を合計した数の小さい学校候補地から順番に「ゆとりある学校施設環境の整備」の優先順位とするものとします。

ただし、候補地において都市計画道路の整備が計画されており、将来学校として使用することができなくなる候補地については、評価を行わないものとします。

#### (1) 建物敷地面積及び運動場面積の合計等

下記の面積を比較し、その面積の大きい候補地を優先するものとします。

##### ① 学校が建設されている候補地の場合

学校施設台帳における「建物敷地面積」及び「運動場面積」の合計面積

##### ② 学校が建設されていない候補地

当該候補地の面積

#### (2) 建築制限

都市計画法に基づいて指定されている用途地域において定められている容積率を比較し、容積率の大きい候補地を優先するものとします。

#### (3) 施設配置の工夫のしやすさ

下記の 3 項目を比較検討したうえで点数化し、3 項目の合計点数の大きい候補地を優先するものとします。

##### ① 土地の形状

候補地の形状が、より正方形に近いかどうか（施設配置に支障が出やすい凹凸のある形状ではないかどうか）比較検討します。

##### ② 土地の高低差

候補地内に、施設配置（例：平面である運動場を配置しにくい）や維持管理に支障が出やすい高低差があるかどうか比較検討します。

##### ③ 周囲への日影の影響

候補地の周辺環境について、北・東・西の 3 方位の状況を確認し、日影に関する配慮が必要な建物や公園等の有無を比較検討します。

ア 概ね北・東・西の 3 方向に配慮が必要な建物や公園等がある…影響大

イ 概ね北・東・西のうち、2 方向に配慮が必要な建物や公園等がある…影響中

ウ 概ね北・東・西のうち、1 方向以下に配慮が必要な建物や公園等がある…影響小

### 2 学校施設の老朽化の状況

原則として、2000 年 4 月 2 日以降に供用開始した新築または改築した学校を候補地として優先するものとします。

ただし、当該学校を統合先とする場合には、学校施設の状況を確認し、学校統廃合時に必要な改修または修繕について検討するものとします。